

埼労発基0404第1号  
令和5年4月4日

関係団体の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について

標記について、令和5年3月29日付け基発0329第32号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

基発 0329 第 32 号

令和 5 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労働安全衛生規則第 592 条の 8 等で定める有害性等の掲示内容について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）により、有害物の有害性等に関する掲示内容の見直しを行ったところである。有害物ごとに掲示すべき内容については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号）の第 3 の 1（4）イ（ア）において別途示すこととしていたところであるが、今般、当該内容については下記のとおりとするので、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 掲示の記載内容について

#### (1) 疾病の種類について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 592 条の 8、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 24 条第 1 項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 51 条の 2、四アルキル中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 21 条の 2、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 3、第 38 条の 17 第 1 項第 2 号、第 38 条の 18 第 1 項第 2 号及び第 38 条の 19 第 1 項第 18 号、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第 23 条の 2 並びに石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 34 条（以下「安衛則第 592 条の 8 等」という。）に基づき掲示の対象となる物質（以下「掲示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふ

さわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第一の二（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第 7 号 1 の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第 7 号 6 の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

イ じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条に基づく方法

粉じん則第 23 条の 2 の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第 1 条各号に掲げる合併症を記載する方法

ウ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項に基づく方法

石綿則第 34 条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第 2 条第 2 項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

エ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（平成 25 年厚生労働省告示第 316 号。以下「疾病告示」という。）に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニアを製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ 日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類（以下「化学品分類」という。）の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果

は「区分1（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分3（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分1（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

カ 特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第39条第1項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第2条第1項第6号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ アからカまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせさせた方法

(2) 疾病の症状について

揭示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア 疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ 特殊健康診断の項目の自他覚症状に基づく方法

特化則別表第3及び第4等の特別規則で定める特殊健康診断における自他覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自他覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ 有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号。令和5年3月31日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第1号（1）から（4）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第23条の2の規定に基づく掲示については、じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ アからエまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせさせた方法

(3) 取扱い上の注意事項について

安衛則第592条の8等（有機則第24条第1項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第24条第1項の規定に基づく掲示については、旧告示第2号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

ア 有機溶剤等を入れた容器で使用でないものには、必ずふたをすること。

イ 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

(4) 中毒が発生したときの応急処置について

有機則第24条第1項に基づき掲示する必要がある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第3号に掲げる以下の内容を記載すること。

ア 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

イ 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

エ 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

#### (5) 使用すべき保護具の掲示について

安衛則第 592 条の 8 等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第 57 条の 2 第 1 項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS における「項目 8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

#### 2 掲示方法について

安衛則第 592 条の 8 等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

#### 3 その他

1 (1) 及び (2) の「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定であるので、参考にされたい。